



大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (毎月一回二十五日發行)

阿武郡報

第三十八號

目次

- 庶務
 - 一、町村長小學校長聯合集會
 - 一、町村長集會
 - 一、町村吏員報酬給料平均月額
 - 一、大正八年度前期戸數割附加稅納稅狀況
 - 一、民力涵養講演會
- 學事
 - 一、小學校長集會
- 兵事
 - 一、出征第五師團死傷兵本部在籍者
 - 一、徵兵令改正
- 産業
 - 一、後戰準備共勵事項中特用作物成績
 - 一、地主の小作人保護獎勵事業
 - 一、産業組合臨時事業實行協議會並講演會
 - 一、大正八年夏商市場狀況
 - 一、大正八年植拔本成績



民力涵養

民力涵養の事たる國富の充實を期するに於て極めて重要な事たるのみならず現時の世局に處しその必要誠に切なるものあり曩に内務大臣の五大要綱の訓令に次ぎ本縣知事の告諭あり所謂學國一致相率ゐて之が勵行に努めざるべからず我阿武郡に於ては九月十七日町村長小學校長聯合の集會に於て慎重審議の上各町村を通じ特に左記事項の實行を期すべきことを協定せり

大正八年九月廿四日印刷
大正八年九月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所
山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷
印刷所 萩 馨 海 館

阿武郡共通實行事項

- 一、敬神崇祖の實を奉げ信仰の念を向上する爲め左記事項を勸奨すること
- 一、毎月十五日神社参拜
- 一、毎月一回墓地掃除
- 一、社寺教會参詣説教聴聞
- 二、三大節に於て町村全般の拜賀式を擧げ當日各自業を休みて祝意を表し講話會等を開催すること
- 三、新聞雜誌の購讀を勸奨し講習講話等の場合奮つて出席するの風を助長せしめ大に日新の修養を積ましむること
- 四、教育上の施設に留意し特に理科教授の革新徹底を圖り秀才教育に力を致すこと
- 五、兒童生徒青壯年團員に對し一層體育を奨勵して心身の健全能率の向上を圖り且つ公衆衛生に注意し特に傳染病の豫防撲滅に努力すること
- 六、農事の改良を圖りて米麥作の多收に努め開墾耕地整理を勸奨して耕地の擴張を促し且つ養蠶畜牛造林水産の振興發達に一段の力を加ふることに
- 七、簡易生命保險加入及規約貯金を勸奨し時間勵行を

期すると共に勤儉力行の風を助長し一面資本主と勞働者地主と小作人との關係に留意し共濟調和の實を擧ぐることに

八、冠婚葬祭に當り冗費を節約し且婚禮の儀式に於て祝儀着物の着換を廢し葬儀の當日禁酒を勵行すること

庶務

町村長小學校長聯合集會

九月十七日郡内町村長及尋常高等小學校長聯合集會を郡會議事堂に開催し郡長より指示したる事項左の如し

- 指示事項
 - 一、民力涵養に關する件
- 戰後民力涵養に關する内務大臣訓令五主要綱の普及徹底に關しては本年四月中川知事より特に告諭第二號を以て一般に之を諭告し更に六月縣下柳井山口下關の三箇所に於て民力涵養に關する協議會並講演會

國勢調査實施に關する件

を開催し趣旨の普及實行に關し大に劃策せらるゝ所あり各町村亦能く此趣旨を體し之を徹底すべく盡瘁中のことなりと信するも今や世局益々多端を加へ帝國の地歩一層重きを爲すに至れるを以て學國激勵外列國の籌劃に察し内大に民力を涵養して國運の伸張に貢献する所あるべからず職に其局に在る者能く此意を體して地方の實情に鑑み善導啓蒙最善の努力をなして其効果を確實ならしめんことを望む

二、國勢調査實施に關する件

明年十月一日を以て實施せらるべき第一回國勢調査に關しては昨年九月國勢調査施行令の公布に續き關係法規の發布あり各位既に其要旨を體得し準備せられつゝあるを信するも此際特に其趣旨の普及徹底に關し遺漏なきを期する爲め左に其要項を叙述し各位の注意を喚起すること、せり各位能く之が研究を周密にし遺策なきを期せらるべし

一、國勢調査の沿革

國勢調査の濫觴は遠く紀元前五百年羅馬帝國に在るも學問的色彩を帯ぶるに至りしは千七百四十九年瑞典に施行せしものを以て嚆矢とす次で奧地利の千七百五十四年西班牙の千七百六十八年北米合衆國

の千七百九十年英及佛の千八百一年土耳其の千八百三年普魯士の千八百十年白耳義の千八百四十六年伊太利の千八百六十年獨逸の千八百七十年露西亞の千八百九十九年之を施行せり

我國に於ては國內一般に涉り未だ嘗て之を施行せしことわらざるも明治二年故法學博士杉享二氏靜岡藩に於て藩命を帯びて調査せしもの之と同一趣旨の調査にして之を嚆矢とすへし同氏更に明治十二年山梨縣に於て實施せり明治三十八年臺灣戸口調査同四十年熊本縣職業調査同四十一年東京神戸兩市勢調査四十四年京都市人口調査大正四年第二次臺灣戸口調査等實施せしことあり

全國に國勢調査を施行すへしとの説帝國議會に現はれしは明治二十九年貴衆兩院の建議請願を以て第一とすへし三十五年始めて法律案となり兩院を通過し同年十二月法律第四十九號を以て公布せらるゝに至れり

二、國勢調査の内容

國勢調査は明治三十四年法律第四十九號に依り十箇年毎に一回帝國版圖内に於て施行すべき旨を公布し大正七年勅令第三五八號を以て同施行令發布せられ

大正九年を以て第一回國勢調査を實施することとなり
 第一回國勢調査は大正九年十月一日午前零時の時期
 に於て帝國版圖内に現在する世帯の各人に就き左記
 事項を調査するものとす

- (一)氏名 (二)世帯に於ける地位
 - (三)男女の別 (四)出生年月日
 - (五)配偶の關係 (六)職業
 - (七)出生地 (八)民籍又は國籍
- 右は戶籍に依るを要せず事實に依て申告せしむ
 三、趣旨の普及徹底
 町村長は機會ある毎に國勢調査の趣旨目的の普及徹
 底に努め學校長は兒童生徒に對し之を訓話して家庭
 に通せしむる等調査上遺漏なきを期せられたし
 町村長管内論告に當り趣旨普及に關し特に注意すへ
 き事項左の如し
- (一)課税の目的にあらざること
 - (二)徴兵に何等關係なきこと
 - (三)戶籍を訂正するにあらざること
 - (四)犯罪捜査の目的にあらざること
- 四、調査機關の概要

中央に於ては内閣總理大臣を最高機關とし之に隷屬
 する臨時國勢調査局及諮問機關たる臨時國勢調査評
 議員會あり地方に於ては府縣知事及郡長は監督機關
 にして市町村長は執行機關なり而して市町村長の下
 に名譽職たる國勢調査員あり市町村長の命を承けて
 各世帯に直接し申告書用紙の配付申告書の蒐集整理
 及之に附帶する諸般の事務を處理す
 國勢調査員は市町村長に於て調査區の實況に照し町
 村會議員、學校教員、學務委員、衛生組合長、青壯
 年團幹部員、在郷軍人會員其他名望地位ある篤志者
 等より之を選定し之を郡長に内申し郡長は更に之を
 知事に内申し知事は之を推薦し内閣に於て命せらる
 べきものとす
 調査員は一調査區一人とし外に二割の豫備員を同時
 に選定内申すること但し豫備員は何れの調査區を擔
 當せしむべきかを豫知し難きに依り大体町村内の事
 情に通し居る者を選定するを可とす
 調査區は一調査員一日中に各世帯に申告書用紙の配
 付又は其の蒐集を完結し得るを程度とし大要左の標
 準に依ること

町村の人口 一調査員平均受持世帯數

人口三萬以上 八〇
 人口一萬以上 六〇
 人口一萬以下 五〇

國勢調査に要する全國の人員約三十萬人以上なりと
 聞く

- 五、關係法規
 國勢調査に關する法律 (明治三十五年法律四九號)
 第一回國勢調査經費に關する法律 (明治三十八年法律一三號)
 - 國勢調査施行令 (大正八年法律五號)
 - 國勢調査施行細則 (大正七年勅令三五八號)
 - 國勢調査地方事務取扱規程 (大正八年閣令第六號)
 - 國勢調査員心得 (大正八年内閣訓令二號)
 - 六、事務の概要 (大正九年)
- 町村 (大正九年)
- 五月 五月三十一日迄に町村長郡役所に於て指示
 を受く
 - 六月 六月十五日迄に調査區を選定し知事の認可
 を申請す調査員を選定内申す
 - 七月 七月中に町村吏員郡役所に於て國勢調査事

務の指示を受く
 七月中郡長より發送の申告書用紙照査用紙
 を接受す
 郡長より送付の辭令及徽章を接受す
 照査表に縣郡、町村役場名、調査區番號、
 調査員氏名、調査區域を記入す
 調査員に辭令、徽章、調査表を交付す
 調査員氏名を告示す

八月 八月中に於て調査員を招集して訓練をなす
 九月 九月二十日迄に講話會を開き公衆に調査の
 趣旨を普及す
 申告書用紙に縣郡町村名及調査區番號を記
 入し世帯番號札を調製す
 調査員の研究會協議會を開く
 調査員に世帯番號札を交付す
 九月二十一日以後調査員提出の照査表を検
 査す
 調査員に各世帯に配付すべき申告書用紙を
 交付す交付殘數を郡長に報告す
 十月 調査の期間中に於て管内調査の實況を視察
 し指揮監督す

十月五日調査員より提出の申告書及照査表
 受付
 十月六日より二十三日迄の期間内に於て申
 告書と照査表とを對照検査す
 申告書を検査す
 照査表と同寫とを對照し検査す
 町村要計表を作製す
 申告書を照査表寫と對照し調査區括を作る
 照査表と要計表とを一綴となす
 照査表寫と他の要計表とを一綴となす
 十月二十四日調査材料を郡長に提出す
 十月二十五日以後監督官廳よりの質問に應
 じ答申をなす
 ●國勢調査員 (大正九年)
 七月 七月下旬國勢調査員を命ぜらる
 八月 八月中町村役場にて訓練を受く
 九月 九月二十日迄に町村役場に於ける研究会、
 協議會に出席す
 町村長より世帯番號札の交付を受く
 九月二十一日より三十日迄の期間に於て一
 定の順路に依り調査區内の各世帯に世帯番

號札を貼付し申告義務者及人員概數を調査
 す
 右に依り照査表の記入をなす
 照査表を町村長に提示し検査を受く
 町村長より各世帯に配付すべき申告書用紙
 の交付を受く
 申告書へ世帯所在地世帯番號を記入す
 申告書用紙と各世帯に配付す
 十月一日より五日間迄の期間に於て申告書
 を蒐集し之を検査す
 申告書の記入をなす能はざる者に就ては代
 筆す
 前回巡回後増減したる世帯に就き加除を行
 ふ申告書を整理す
 照査表を整理し寫を作製す
 申告書及照査表を町村長に提出す
 十月六日以後町村長の質問に應じ又は再調
 査を命ぜらるゝことあり
 三、食糧問題に關する件
 内地米の生産額は平年作に於ても國民の食糧に對し
 尙四五百萬石の不足を算す而して其不足額は臺灣米

の移入及外米の輸入に仰ぎて漸く之を補ひつゝある
 も農事常なく豊凶年に消長あり況や國際の關係に於
 て覺端を啓くが如きことあるに於ては更に甚大の不
 安を感ぜざるを得ざるべし食糧問題の解決は我國刻
 下の現情と將來の大勢とに鑑み最も重要なる案件な
 りとす
 左記事項は本部の現勢より見て以て之が解決をなす
 べき適當の措置なりと信ず幸に各位能く此の意を体
 し最善の努力を致されんことを望む
 一、積極的施設
 (一) 耕地擴張及改良
 開墾及耕地整理を勸奨して耕地の擴張増加を圖り
 一面深耕を徹底的に普及せしむること
 (二) 畑地の利用増進
 畑作物の適種を選び雜穀及特用作物の増殖を圖り
 尙從來等閑に附せられ易き三毛作の普及に努むる
 こと
 (三) 裏作の奨勵
 郡内に於ける一毛作田は約五千町歩を算し而かも
 其の大半は裏作をなし二毛作田となし得るものあ
 るべし麥早熟種の選定插秧方法の改善、插秧期の

繰下げ一毛作田春耕習慣の改良等農事改善勵行を
 促し裏作の奨勵に努むること
 (四) 肥料使用量の増加
 本年の稻作に於ては一般に金肥使用の數量増加せ
 るも他郡他縣に比し施肥の少量なること寧ろ驚く
 べきものあり大に肥料に關する智識の普及に努め
 金肥目給肥の使用量を増加せしむるべきやう一般
 の力を加ふることにす
 (五) 栽培方法の改善
 各種作物の品種改良並に栽培方法の改善普及を圖
 り大に多收作の實を擧ぐるに努むること
 二、消極的施設
 (一) 節米思想の普及
 内地米需給の關係を明かにし一般に節米思想の普
 及徹底を圖り上下を通じ節米の實績を擧ぐるに努
 むること
 (二) 混食勵行
 混食の研究を周密にし官公吏教職員等率先して混
 食の勵行に努め學校兒童生徒に對し出來得る限り
 混食辨當を奨勵すること尙一般會食の機會ある毎
 に可成混食の獻立を加へ之が風を助長するに努む

ること
 (三) 食糧品の共同購入
 組合事業として食糧品の購入をなさしめ節米に要する資料の購買に便宜ならしむること

町村長集會

九月十八日郡内町村長集會を開催し郡長より指示したる事項其他左の如し

一、縣郡會議員定期改選に關する件

縣會議員並郡會議員の改選は其の期日切迫し來り之れが諸般の準備は各位の周到なる注意に依り無遺憾整頓されつゝ、あらんも尙此上細心の注意を拂ひ主任者を督勵し些の遺漏なきを期せられたし
 選舉の取締廓清に付ては特に本年四月本縣知事より詳細なる告諭を發せられ之れが普及徹底方に付ては各位既に最善の方法を盡し積年の弊害を芟除するの域に達したること、信す各位宜しく選舉事務の完璧を期すると共に選舉の公正を嚴守し事務執行上寸毫の遺策なきを期せられたし

二、産業組合資金運用に關する件

最近郡内各組合の餘裕金は約四十一萬圓の多きに達し著しき發達を見るに至りたりと雖も一面餘裕金の多きは活動すべき資金の休息せるを示せるものにして遺憾の點尠からず依て現金餘裕金を多額に存する組合に於ては定款を改正し小産者に土地購入の便宜を得せしむる目的を以て一時之を購入し得べき様取計はれたる且又一面可成低利資金と融通なましめ以て自作農家の土地賣却を防止せしむるは勿論肥料資金舊債整理、水害地復舊費等に利用の方法を講せられたし

三、林業獎勵費支出に關する件

本縣に於ては曩に規則を制定若は改正し左記の通り獎勵金を新たに又は増額交付せらるることゝなれり此際一層徹底的獎勵施設に努められたし

イ、竹林造成獎勵
 ロ、樹苗養成獎勵
 ハ、杉赤枯病驅除豫防獎勵

ニ、公有林野造林獎勵
 四、公有林野整理に關する件

公有林野整理に付ては各位の盡力に依り其大部分を

終了したるも尙未整理に屬するもの左の如し此際一層の盡力を望む

整理區分未済 一ヶ村
 柴草採取地整理未済 七ヶ村
 林野條例未制定 五ヶ村

五、地主對小作關係の改善を圖ること

イ、小作人をして土地を所有せしむる途を講ずる事
 ロ、永小作權を設定することに努むること
 ハ、肥料又は牛馬を購入貸與すること
 ニ、肥料資金、植付飯米等は小作人の要求に依り無利息又は低利にて貸付の方法を講ずること
 ホ、地主懇談會開催のこと
 ヘ、小作人懇談會開催のこと
 ト、地主小作人總集會開催のこと

六、農業能率の向上に關する件

(一) 農業經營方法を改善し土地の利用の増進を圖ること
 イ、住宅を改良すること
 ロ、作物の種類に依り土地の利用を摺合せすること
 ハ、四季を通じ勞力の分配を均霑せしむること
 ニ、開墾、耕地整理、深耕等に依り耕地を擴張し地

力を増進せしむること

ホ、優良種子の選定普及を圖り裏作及畑三毛作を勵行すること

ヘ、金肥自給費共に使用量を増加すること

(二) 副業の勃興を圖ること

但し其副業は土地の情況に應じ概ね左記種類より之を選ひ不屈不撓飽く迄も之を經營し成功を期すること

イ、普通農業に屬するもの
 蔬菜、楮、三椏、苗木、果樹、蘭草、花卉蒔鞠
 玉等の栽培並製茶等
 ホ、養蠶業に屬するもの
 養蠶、製絲、屑繭整理、眞綿製造、桑苗養成、桑皮利用等
 ハ、畜産業に屬するもの
 蕃殖、育成、肥養、養鶏、養蜂、使役等

ニ、林業に屬するもの
 造林、製炭、樹苗養成、椎茸栽培、樹皮採取、五倍子採取、山葵栽培等
 ホ、家庭工業に屬するもの
 紙製帽子、藁細工、竹細工、笄細工、杓子原料

貝細工、下駄の緒、レース製造、疊表製造、製紙、木通莖細工等

▼注意事項

- 一、衆議院議員選舉人名簿に關する件
- 二、出征軍人並同家慰問に關する件
- 三、産業組合設置に關する件
- 四、山林會基本金増募に關する件
- ▼協 議 事 項
- 一、蠶業同業組合設置に關する件
- 二、物産共進會開催に關する件
- ▼雜
- 一、赤十字社員及愛國婦人會員増募に關する件

町村吏員報酬給料平均月額

時局の影響に鑑み町村吏員の報酬給料を増額して物質的優遇の途を講ずべく昨年七月阿武郡訓令第九號を以て其の標準額を定めて實行を勸奨する所ありたり爾來各町村に於ては財政の許す限り之が實施に努めたる結果殆んど増額する所ありと雖も尙豫算の關係上一時に激増する能はざるものなしとせず就中本月一日現在に於て郡の示したる標準額に達せしもの町村長報酬に於て十三ヶ村、助

役報酬給料に於て十四ヶ村、收入役給料に於て十五ヶ町村、書記給料に於て十八ヶ町村に及び標準額に達せざる町村に在りても同様速に所定の額に達せんことを庶幾す今之を町村別に示せば別表の如し(參考資料参照)

大正八年前期戸數割附加税納税狀況

大正八年前期に於ける郡内各町村戸數割附加税は別表の如く町村當局の適切なる施設と一般町村民の自覺とに依り著しき良好なる成績を收め得たるは誠に喜ぶべきことなりとす即ち本年度前期滞納總人員は百三十二人にし之を滞納因由別に示せば怠慢四十五人、所在不明四十人、貧困二十三人、他町村轉住其他二十四人とす尙之を前納期たる大正七年度後期に比し五十人、前々納期たる大正七年度前期に比し百三十九人を減少せり茲に於て比較的滞納者多き町村は今後事前の督勵に一段周到なる注意を拂ひ以て郡内完納の實績を擧ぐるに至らんことを切望して止まざる所なり

大正八年前期戸數割附加税納税狀況 △ハ減

町村名	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度
須賀	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
福賀	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
宇田	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
奈古	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
大井	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
紫福	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
吉部	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
高俣	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
嘉年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
徳佐	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
地福	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
生雲	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
篠生	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
川上	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
佐々	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
明木	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
三見	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
山田	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
椿東	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
計	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

民力涵養講演會

本郡佛教團に於ては八月二十日より九月十三日に至る間に於て郡内篠生村外二十四ヶ町村に亘り民力涵養に關する講演會を開催せり各町村佛教團支部に在りては此機會を利用して町村長、小學校長其の他地方有力者の後援と多數の出席者を得て盛大なる支部の發團式を舉行せるも篠生、地福、生雲、徳佐、嘉年、高俣、吉部、彌富、小川、田萬崎、須佐、宇田郷、奈古、大井、椿郷東分、椿山田、三見、萩、明木、佐々並、六島の二十二ヶ町村にして福川、紫福、福賀、川上の四ヶ村は他に率先して支部を設立し見島村は海上の關係上渡航する能はざりしが當日各支部發團式舉行に當り佛教團の趣旨を披瀝して其の目的透徹に努むる所あり斯の如く郡内各宗各派相結束

須賀	福賀	宇田	奈古	大井	紫福	吉部	高俣	嘉年	徳佐	地福	生雲	篠生	川上	佐々	明木	三見	山田	椿東	計
三	四	一	三	五	一	一	二	二	二	三	六	四	四	三	三	四	二	二	二
六	六	一	一	一	一	一	五	五	二	五	九	九	四	三	三	四	二	二	二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
三	一	一	三	五	一	一	五	二	六	三	三	三	四	三	三	四	二	二	二
六	二	一	一	三	一	一	五	二	七	五	七	五	四	三	三	四	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	二	二	三	四	三	四	一	一	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一	三	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	三	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	五	五	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

して時代の趨勢に對應せんとせる洵に慶すべきことなり
とす式後津梁講師は戦後に於ける國民の覺悟を題し最も
熱烈に現下世界に於ける我國の地位及國際關係より説き
起し各種適切なる事例を擧げて而も通俗的に方説するこ
と數時間刻る處多數の聽講者に深甚なる感動を與へ本郡
に於ける戦後民力涵養上多大なりしを信す

◎學事

□小學校長集會

九月十六日より同十八日に至る三日間郡内尋常高等小學
校長集會を開催せり當日郡長より指示したる事項其の他
左の如し

▼指示事項

一、御眞影奉護方に關する件
各小學校等に拜戴の御眞影は豫て指示通牒に基き
鄭重に奉護し各位に於ても之れが監督上不斷の注意
を拂はれつつあるを信するも尙一層監督を嚴にし萬
一の虞なきを期するは勿論其の神聖崇嚴を保持する
爲め可成校地内適當の位置に特に奉安所を設置する

やう盡力せられんことを望む

二、平和克復記念事業に關する件

這回の平和克復を永遠に記念せんが爲め各位に於て
も幾多特殊事業の計畫案あるべきも之を從來實行
せる各種記念事業の成績を見るに相當の成績を收め
つつあるものありと雖往々にして或は放置し甚しき
に至りては全く忘却され眞に所期の目的を達成する
上に於て遺憾なき能はず如此は單に事業の成果を見
ること能はざるのみならず延いて記念すべき事件に
對する觀念をも減却せしむる所以なるを以て當初十
分なる注意を加へ苟も中途挫折するが如きことなく
永遠に之を記念すべきやう努力せられんことを望む

三、部落改善に關する件

部落改善の方法は固より種々あるべしと雖教育宗教
の力により精神的向上を圖るを少も肝要とすると共
に一面亦産業を奨励し衛生上の設備を完ふして生活
状態を改良する等其の品位を進め以て部落自体の改
善を期し一般社會に於ても差別の觀念を去り各種の
會合等を共にして墻壁を設くることなく相互感情の
融和に力むるは最も緊要なりとす各位は一層力を斯
に致し以て其の實績を擧ぐるに盡力せられんことを

望む

四、小學校理科、体操、衛生の設備に關する件

本項に關しては從來屢々指示せる所なるが殊に這回
小學校令施行規則の改正に依り尋常小學校第四學年
より理科を課することとなりたるは言ふまでもなく
時局の教訓に依り將來の國民に益々理化學的智識の
啓發涵養を必要とせる趣旨に出でたるものにして近
時小學校に於ける理科の教授は力めて實驗觀察に重
きを措き兒童實驗を課するの域に達すべく漸次革新
の歩武を進めつつあるを認むるも尙各町村を通じ概
して其の設備不完全にして兒童實驗を課するもの極
めて僅少なると遺憾甚からず各位は町村理事者と審
議を重ねて之が設備を改善すると共に教員の研究を
旺にして指導能力を向上せしむることに留意せられ
たし

學校衛生及體操科の改善亦設備の改善に待つべきも
の頗る多し即ち小學校に於ける體操科用器械器具設
備につき客年五月縣令達を以て之が標準を示された
る所以にして爾來各位に於ても夫々設備の完成を期
し本科の向上改善に努力せられつつあるべしと雖一
般に甚だ不完全たるを免れざるの實況なり學校衛生

望む

五、學校醫の待遇に關する件

學校衛生の改善は一面亦學校醫の活動に待つべきも
の多く従つて其待遇を進むることの緊切なること今
更らの言にあらす將來其の待遇を進むると共に學校
醫活動を促しトホホームの豫防、寄生蟲の驅除其他
一般衛生に關し着々改善の實を擧ぐることに努めら
れんことを望む

六、青年團指導に關する件

青年團は各位の指導獎勵により漸次改善の域に進み
つつありと雖之が昨年度に於ける郡内補習教育の成
績に徴するに就學歩合八七、六一出席歩合六三、三
八を示すの状態にして今後更に一段の進境を望むこ
と切なるものあり各位は宜しく最善を盡して其の實
績を擧ぐるに努められんことを要す
中堅青年の養成は青年團の發展と地方將來の開發に
至大の關係あるを以て之が養成は特に必要を認め郡
に於ても引續き中堅青年指導講習會を開催するを以
て之が人選につき常に深甚の注意を拂はれんことを

尙壯年團及在郷軍人會との聯絡を密接にし相俟ちて地方の改善に裨補せしめられんことを望む

七、處女の補習教育に關する件
歐洲戰亂の教訓に鑑み我が國に於ける家庭生活の狀況と地方文化の狀態とに稽ふるときは將來大に婦人の智徳を向上せしむることの緊要なる言を俟たず近時女子の中等教育漸く盛にして高等女學校若くは之に類する諸學校に進學するもの多きを加へたるも而も大部分は尋常小學校若くは高等小學校の課程を了りたるのみにて家政に當るの現狀にあり將來益々高等小學校に進學せしむるは勿論女子の補習教育をも感ならしめ男子の教育と併行せしめ健全なる思想と日常必須なる智識技能とを涵養し將來の良妻賢母たる資質を培養することに努められんことを要す
近時補習學校女子部又は婦人會等女子の教育機關漸次勃興しつつありと雖男子の補習教育に比すれば大に遜色あり各位は既設機關の改善發達を期すると共に之が設置なき町村は速に完成するやう盡力せられんことを望む
八、圖書館の設置改善に關する件
本郡に於ける公私立圖書館は其の數十有三ありて他

郡に比し遜色ありと云ふに非らずと雖未だ各町村に普及するに至らず又既設圖書館にありても所蔵の圖書僅少にして讀者の需要に應ずること難く管理經營上より之を見るも改善を要すべきもの尠からず將來一層之等の點に注意し改善を圖ると共に一般人民殊に青年子女をして圖書館の利用に努められんことを望む

注意事項

- 一、學用品節約に關する件
二、教授細目の更訂補正に關する件
三、小中學校令及施行規則改正に關する件
協議事項
一、教育品展覽會に關する件
二、教員部會改善方法に關する件
三、口頭注意
一、教員退職願の際に於ける校長副申書に關する件
二、師範學校入學志願者勧誘に關する件
三、町村誌編纂進達に關する件
四、幼年學校生徒志願者に關する件

兵事

出征第五師團死傷兵本郡在籍者

派遣第五師團に屬し「シベリア」に出征中九月十二日の戦闘に於て戦死負傷したる者の内本郡内在籍者左の如し

Table with columns: 戦死者, 本籍地, 所屬部隊名, 官等級, 氏名. Includes names like 阿武郡須佐村, 阿武郡篠生村, 阿武郡須佐村, 阿武郡篠生村.

徴兵令改正

大正七年三月法律第二十四號(大正七年四月一日)を以て徴兵令中改正せられ大正八年十二月一日より施行せらるべきに付左に改正の要項及其の理由を逐條的に叙述し關係者の參考に資す

徴兵令中改正の要項

- 兵役義務の均等を圖るの根本主義に基き並六週間現役兵制度の本旨と從來の經驗等に鑑み所要の改正を爲す其の要項概ね左の如し
一、徵集猶豫制を全廢し一年志願兵志願制度を改正す
二、六週間現役兵制を一年現役兵制に改む
三、外國に在るの故を以てする徵集猶豫は之を二十歳前より外國に在る者に限り延期するの制に改め三十二歳を過ぐるときは國民兵役に服せしむる關係の「三十二歳」を「三十七歳」に改む
四、海軍兵は沿海地方に限らず陸軍同様全國各地より徵集することに改む
五、徴兵令に規定する志願兵の外に於て志願に由り兵籍に編入せらるる者(將校同相當官及其の候補生等)の服役方を規定す
六、刑法及陸海軍刑法の改正に伴ひ所要の改正を爲す
七、年齢の計算期を明にす
八、現時適用なき條項を削り之を整理す
九、其の他從來の經驗に基き細部の改正を爲す
徴兵令中逐條改正要旨及理由
本説明中「新法」とあるは「改正法律」を「舊法」とあるは「改正前の法律」を示すものとす

第七條の二に付て

(1) 要旨 本條は徵兵令第十二條に依る志願兵及一年志願兵の外に於て志願に由り兵籍に編入せらるる者の服役方の規定を爲す

(參照) 本條中志願に由り兵籍に編入せらるる者の(本條の說明中以下「現」)とあるは現行制度に於て(役將校等)と稱す(左に掲ぐる如きものを謂ふ)

- 陸軍
 - 將校、同相當官(一年志願兵より任官する者を除く)
 - 准士官、志願に由る下士
 - 志願に由る兵卒(徵兵令に依る志願兵を除く)
 - 士官候補生、主計候補生
 - 幼年學校生徒
 - 衛生部獸醫部依託學生、依託生徒
 - 見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官
 - 軍樂生徒等
- 海軍
 - 將校機關將校將校相當官及其の候補生
 - 特務士官、准士官、志願に由る下士
 - 生徒(兵學校、機關學校、經理學校、商船學校(遞信省所管)各生徒)
 - 依託學生(軍醫、主計、藥劑造船、造兵、造船各學生)
 - 海軍志願兵(海軍志願兵條例に依るもの)
 - 海軍豫備員等

理由

本條に規定する事項は海軍志願兵の服役(舊法第九條第二項但書)の場合を除くの外從來當然の解釋として實施し來りたるも其の趣旨を明にする爲特に本條を設くるものとす而して其の之を設くる必要を

知悉せんが爲には先づ現役將校等の服役と一般徵兵義務との關係を究明するを要す
徵兵令に元來強制的義務に依る場合のものを規定せるものにして(第十二條に依る志願兵及一年志願兵及一年志願兵制ありと雖此等は趣旨に於て普通徵兵と同一のものとし)現役將校等の服役は本令の限に在らざる趣旨に依り制定せられたるものとす
然るに第一條に依れば「日本帝國臣民にして滿十七歳より滿四十歳迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす」とありて此の帝國臣民中には志願に由り現役將校と爲るが如きものをも含むが故に現役將校等と雖一般徵兵として服役せざるを得ざるか如き形式上の議論を生ず是れ本條を設け徵兵令の趣旨を明にしたるものにして法の精神に於ては從前と何等異なることなきものとす

(2) 要旨 將校等の服する現役豫備役等の各役にして且此の兵役に服するは義務に由て服するの趣旨を

(3) 第二項に掲ぐる事項は從來左記の陸軍省訓令に依

明にす
理由 現役將校等は一般徵兵と異なり自ら進んで強制兵役義務の範圍を超越したる義務に服するものにして兵役に服する者は強制に依ると志願に依るとの別なく將校たる下士卒たることを問はず皆等しく義務に依て服するものたることは我が建軍の本旨なりとす然れども此の如き將校等の服役義務たるや從來不文律にして其の義務は法律上に明定しあらずし結果動もすれば本義務の解釋に疑を抱くか如き弊なきにあらず此の如きは畢竟現役將校等の補充服役に關し規定する勅令は從來法律の明文に基礎を有せざりしに因らずんばあらず然るに現役將校等の補充に關することは今回本條を設け徵兵令則ち法律中に基礎を有すること爲りたる結果將校等の服する各役亦憲法第二十條「日本臣民は法律の定むる處に従ひ兵役の義務を有す」に由る兵役たること自ら明瞭と爲りたると共に此の兵役に服するは義務に由て服するの意義亦明瞭と爲りたるものとす

り實施し來りたるも此の如き事項は之を法律に基礎を有する勅令に依て規定するを至當なりと認め第二項に於て之を規定せり從て本法の施行に伴ひ本關係事項は適當に勅令を以て定むることと爲れり

參照 志願現役軍人にして服役三箇年未滿者及兵籍編入の生徒學生

罷免者徵兵検査の件(明治二十七年二月廿一日) 陸軍省訓令甲第二二號
徵兵事務條例に依り終決處分を受けざる者にして志願に由り現役軍人と爲り服役三箇年未滿の者若くは常備兵籍に編入の諸生徒學生傷痍疾病其他の事故に由り現役若くは生徒學生を免じ兵役上に關する爾後の處分を受けざるものは更に徵兵検査を爲し其徵否を定むべし

第八條に付て
理由 本改正は刑名を刑法の規定と一致せしむるの必要あるに由るものにして其の實質は從來と異なることなし
參照 刑法第三十三條

死刑、無期又は六年以上の懲役若くは禁錮に處せられたる者は他の法律の適用に付ては舊刑法の重罪の刑に處せられたるものと看做す前項の規定は復権を得たるものには之を適用せず

第九條に付て

(1) 要旨 海軍兵員の徵集地域は從來沿海地方及島嶼に限られたるも陸軍同様全國各地より徵集し得ることに改む

理由 艦船兵器の革進に伴ひ海軍兵員は必らずしも此の地域の壯丁に限るの必要なく寧ろ撰擇の範圍を廣くし専ら身材藝能職業等に從ひ適當の者を採用するを優れりとするに由る

(2) 要旨 陸軍及海軍の兵種は從來本令中に區別しありたるも勅令に於て之を定むることに改む

理由 從來兵種を本令中に掲げあるは單に抽籤の要領を細かに示さんが爲にして兵種は必ずしも法律を以て定むるの必要なく寧ろ軍事上の必要に依り適宜之を定むるを要するものあるが故に勅令を以て定むること爲りたるものとす
新法に於て「各兵及雜卒」の字句を用ひたる理由

「各兵及雜卒」は單に「兵種」と爲すも差支なきが如くなるも然るときは第十條に雜卒のことを規定しあるを以て直に同條の記載方を改むるを要する復雜の關係を生ず依て特に「雜卒」を存す

(4) 新法に於て「職工」を廢したる理由

「職工」を廢したるは「職工」の字句は穩當を缺ぎ且之を「各兵及雜卒」中に含有せしめ毫も支障なきに由る

(5) 「當籤の者を以て」を「徵集順序を定め」に改めたる理由

是れ意義を明瞭ならしむるに在り則ち「當籤の者を以て」とするときは抽籤を爲すには必ず若干の落籤者を生ずる如く選兵せざるべからざるが如き疑義を生ずるの餘地なしとせず是れ法の精神にあらざるを以て「徵集順序を定め」とし其の意義を明にしたるものとす

第十三條に付て

(1) 要旨 (第一項に付て) 一年志願兵たり得る者の年齢の關係は從來は滿十七歳以上滿二十八歳以下なるも新法に於ては滿十七歳以上二十一歳未滿に改む

理由 是れ兵役義務均等の精神に基き壯丁は在學者と雖徵兵適齡年に於ては悉く徵兵検査を爲し一年志願兵たり得る者は此の期に於て之を爲さしむるを適當と認めたるに由る(適齡年に於て一年志願兵として認定せられたる者の入營延期に關しては第二十三條の改正の部に説明す)

(2) 要旨 一年志願兵たり得る資格に關し中學校の學科程度と同等以上と認むる學校は從來文部大臣に於て之を認定せしも新法に於ては勅令の定むる所に依り之を認定することに改む

理由 此の認定は陸軍一年志願兵たり得る資格を定むるものなるが故に直接陸軍に重大の關係あり従て從來の如く文部大臣のみに於て之を認定するは穩當を缺くに付勅令を以て適宜此等の關係を定むること爲りたるものとす

(3) 要旨 文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學、理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持する者を採用するの法を廢す

理由 此種の學校は事實に於て中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に含まるるが故に之を

存し置く必要なきに由る

(4) 要旨 陸軍試験委員の試験に及第したる者を採用するの法を廢す

理由 高等普通教育の普及と共に之を存するの必要なきに至りたるのみならず從來の實驗上合格者極めて少數にして試験施行の繁多なる手續と相償はざるに由る

(5) 要旨 (第二項第三項及第四項に付て) 中學校、師範學校又は之と同一程度の學校に在學する者にして一年志願兵を志願し徵兵適齡後一年以内に卒業し入營するを得るものは一年志願兵たりしめ入營を延期することとす

理由 此等の學校に在學者中適齡迄に卒業し得ざる者は卒業總員に對し約一割の僅少なる數に過ぎずと雖成るべく高等普通教育の普及を圖るの趣旨に依り此等の者に對しても特別の便宜を與へむとするに由る

(6) 要旨 (第六項に就て) 處刑者の一年志願兵資格に關する規定を明にしたるものにして舊法の第十四條に關する規定に該當するものとす

理由 新法は刑名を刑法の規定と一致せしむる

の必要あると現今の法制には賭博犯に對する懲罰處分なるものを有せず而して罰金刑に該當する賭博犯の如きは本條の制限中に入る必要なこと認めたるに由る

第十四條に付て

(1) 要旨 六週間現役兵制と一年現役兵制に改む
 理由 六週間陸軍現役兵制度の本旨は國民教育に任ずる小學校の教員をして軍隊教育を體得し國民教育に當り軍人の精神護國の義務を涵養し得せしめむとするに在りと雖短期の教育を以てしては到底軍隊教育の梗概をも授くるを得ず從而制度の本旨と相一致せず由つて之が在隊期間を延長して一年現役の制と爲すに在り

(2) 現役一年の期間は最少限なること
 一年現役は六週間の約九倍に相當し變化急激なり故に將來一層師範學校に於て軍事教育の實施を増加し以て一年現役の期間を幾分短縮せむとするが如き論なきに在らざりしと雖凡そ國民教育に任ずる者は軍人精神の涵養軍事技能の修得を充分にし所謂勸諭中の人と爲り以て兒童を感化薰陶せざるべからず茲に於てか軍隊の實情に通曉し軍隊教育

の神髓を體得せしむるの必要あり從て在隊間少くも兵卒の教育者たる技能上最下位に在る下士たるの程度に達せしめざるべからず之が爲軍隊に於ては勿論一般の兵卒等と區別し特別の教育を施すべきも其の教育の順次上少くも在隊間を一年とするにあらざれば其の教育を完ふするを得ず又學校教育を以て軍隊教育の期間を短縮せむことは軍隊教育の神髓は終始死生の間に出現するの觀念を以て訓練するにあらざれば之を體得せしめ難き關係上實行至難なり是れ其の軍隊教育に少くも一年を要する所以なりとす

(3)

要旨 一年現役兵たり得る年齢の最大限を二十三歳と爲す

理由 是れ師範學校の卒業年齢を顧慮したるものにして同年齡を過ぎて師範學校を卒業するは極めて稀なるべきのみならず既に此の期を過ぎて卒業する者の如きは其の卒業の早き者に在りても卒業後本條に示す二十八歳迄の期間僅々五年を存するに過ぎず且此の間に於て一年現役に服せしむるときは小學校の教職に在る期間は極めて微々たるものと爲り本制度の趣旨に合致し

難きものあるに由る

(4)

要旨 (第四項に付て) 從來六週間現役を終りたる者は第二國民兵役に服せしめし一年現役を終りたる者は第一國民兵役に服せしむ

理由 是れ教育に伴ふ當然の結果なりとす

要旨 (第五項に付て) 師範學校を卒業したる者は一定の條件内に於ては小學校の教職に在らざるも一年現役兵の資格を有せしむることとし否らざる者は之を徵集することと爲れり

理由 是れ就職上の便宜を與ふるを穩當とするに由るものにして其の第二號と第三號とに於て年月の差を設けたる關係左の如し

第二號に付て

三月に學校を卒業して四月に入營するものとすれば現役が一年其の後六箇月(此の六箇月便を與ふる)併せて一年半と爲る(卒業年の十二月に入營する者に在りては二年二箇月と爲る)卒業者は夫々此の間に就職し以後は續て國民教育に任ぜべきものとし若し以後教職に在らざることあるときは之を徵集することと爲りたるものとす

第三號に付て

本號は卒業年に入營せざる者即ち病氣等に依り入營を延期する者に付ての規定なり若し本人にして教職にも就かず病氣等の爲入營も爲さざること爾後何年となく繼續するときは遂に際限なきことと爲る故に卒業後二箇年の餘裕を存し就職上の便宜を與ふることにし若し此の期限後教職に在らざるときは之を徵集することと爲りたるものとす

(6)

要旨 (第六項に付て) 一年現役兵の現役を終りたる者其の資格を失ひ徵集せられたるときは一箇年現役期間を短縮す

理由 本項を設けたるは舊法の第十三條第五項に規定せる所のものと同一の趣旨にして一年現役の服役を終りたる者と否られざる者とは軍事教育上及服役年の權衡上より自ら其の服役を異にするの必要あるに由る

(7)

要旨 「官立公立小學校」を單に「小學校」に改む
 理由 私立學校(即ち官公立小學校の設備なき地に於ける鑛山等に設立する私立小學校の如き)の教職者も國民教育の必要上之を官公立小

學校の教職者同様取扱ふに至當とするに由る
第三章に付て

理由 第三章の標題を改めたるは徵集猶豫を廢
したる結果なり

第二十一條に付て

理由 本改正は刑に關することを刑法の規定と
一致せしむると從來の實際に鑑み犯罪關係にて
徵集を延期する場合を明示するの必要あるに由
る

參照

本條中「徵集を延期す」とあるは「本條に掲ぐ
る事故の爲其の年徵集し難き者は徵集を延期
す」の意なり

第二十三條に付て

(1) 要旨 徵集猶豫制を全廢し一年志願兵と爲り高等
の學を修むる者は勅令の定むる所に依り其の學校
の修業年限に應じ滿二十七歳迄入營を延期するこ
とと爲れり

理由 從來學校に在學する者は徵兵適齡に達す
るも願に依りては徵兵検査を爲すことなく二十
八歳迄徵集を猶豫するの例なりしも新法に於て

新法に於ては滿二十七歳迄入營を延期する
を以て此の者は翌年十二月入營すること
爲る、故に滿二十七歳迄延期せられたる者
の翌年入營するときに於ける本人の實際の
年齢は二十八歳と爲る(四月に入營する場
合は除外例として)従て一年志願兵として
の服役年齢の最長年の關係は舊法の二十八
歳未滿と對照し事實上の結果は大差なきも
のとす又舊法に於ける猶豫年限と一年志願
兵たり得る年齢との關係を見るに舊法に依
り二十八歳迄最大限に猶豫せられたる者は
年齢の關係上一年志願兵たることを得ず是
れ一年志願兵は其の志願資格二十八歳未滿
なればなり従て此の年齢關係にある學生の
殆ど大部は事實に於ては二十歳迄の猶豫
を受け一年志願兵と爲るものとす但し稀に
は二十八歳迄の猶豫を受け普通徵兵に徵集
せらるるものもあるも夫は主として一年志願
兵たり得る年齢關係の誤解に基くに過ぎず
故に延期最長年限の關係は舊法の猶豫年限
に比し形に於て一年短縮と爲るも事實上の

(2)

要旨 從來は外國に在りて徵集を猶豫せられたる

(2)

第二項を設けたる理由

結果は大差なきものとす(但し此の如き者
は最高學府に在學し最大限に入營を延期す
る者に限るが故に之に該當する人員は極め
て僅少なるものとす)

第二十三條の二に付て

(1)

要旨 從來は學校に在學する者は二十八歳迄も徵
集を猶豫せられ其の間外國に渡航すれば更に之を
猶豫せしも新法に於ては滿二十歳に至らざる前よ
り所定の外國に在る者に限り徵集を延期すること
に改む

理由 學校に在學の故を以てする徵集猶豫を廢
したる結果特別のものを除くの外徵兵適齡の際
には徵兵の決定を受くることと爲りたるを以て
徵兵適齡以後に外國に渡航し徵集延期を爲すの
必要ある場合無きに至りたるに由る

要旨 從來は外國に在りて徵集を猶豫せられたる

者三十二歳を過ぎたるときは國民兵役に服せしむる規定なりしも新法に於ては其の三十二歳を三十七歳に改む

理 由 是れ舊法の三十二歳は兵役年限十二年四箇月(常備七年四箇月)のときに於ける規定にして現行十七年四箇月(常備七年四箇月)の場合に於ては之を三十七歳に改むるは當然のことにして是れ又兵役義務の均等を圖るの趣旨に合するものとす

(3) 要旨 徵集猶豫を徵集延期に改む

理 由 是れ在學關係の徵集猶豫を廢したる關係上之を一致せしめたるに外ならず

第二十三條の三に付て

理 由 一年現役兵に服すべき者若は其の服役を終りたる者は外國に在るの故を以て徵集を延期せられ其の事故止みたる者又は志願に由り服役中兵籍より除かれたる者にして一般兵役に徵集せらるべき身分と爲りたる者は其の年齢第十三條第一項の制限を超過し則ち滿二十一歳以上の場合に在りても一年志願兵を志願し得ることと爲すを至當とするに由る

從て右の者は二十七歳迄の間に於ては一年志願を爲し得るも修學の爲に二十七歳迄延期することと之を適用せざるを至當とし第二項に於て之を規定せり

第二十五條に付て

理 由 年齢の計算は直に服役に關係するを適當と認めたるに由る
尙特に注意すべきことは本條に規定せざる他の條項に於て規定せる年齢は一般年齢の計算法に依るものとす

參照

年齢計算の法律(明治三十五年十二月)
法律第五十號

一、年齢は出生の日より之を起算す

二、民法第四百十三條の規定は年齢の計算に之を準用す

民法第四百十三條

期間を定むるに週月又は年を以てしたるときは曆に從ひて之を算す週月又は年の始より期間を起算せざるときは其期間は最後の週月又は年に於て其起算日に應當する日の前日を以て滿了す但月又は年を以て期間を定めたる場合に於て最後の月に應

當日なきときは其月の末日を以て滿期日とす

(例)大正元年十二月一日生は大正二十一年十一月三十日に於て滿二十歳と爲るが如し

第二十五條の二に付て

理 由 本改正は學校に在學の故を以てする徵集猶豫制を廢したる結果並六週間現役兵制度の改正等に伴ひ届出の規定を改むるものとす第二項届出の事項は從來戸主に於て爲さしめたるも入營延期、徵集延期等の願は本人に之を爲さしむる制なるが故に其の事故止みたる場合の届出は本人に爲さしむるを當然とし又一年現役兵關係の届出は之を一年志願兵の關係と同様ならしむるを適當と認むるに由る

參照

法定代理人に付て

法律の規定に依り當然代理權を有する代理人を法定代理人と云ふ例へば民法親族編の規定に依り親權を行ふ父又は母は子の法定代理人にして後見人は未成年者又は禁治産者の法定代理人なるが如し何人が法定代理人たるやは各場合に付法令の規定に依るものとす(民法第四條第五條

第八百九十五條第九百條等參照)

禁治産者に付て(民法第七條、第八條、第九條等參照)

參照)

第二十九條に付て

理 由 一年志願兵及一年現役兵は其の入營期を一般徵兵の例のみに依ることなく爲し得れば他の適當の時期に於て入營せしめ得る如く爲す爲其の服役年期の起算を一般の例たる十二月一日のみに限ることなく別に勅令を以て之を規定することと爲りたるものとす

舊法第二項の「禁錮」を「六年未滿の懲役若しくは禁錮」に改めたるは刑名を刑法の規定と一致せしむるの必要あるに由る

舊法第三十四條に該當するものとす

舊法第三十四條に該當するものとす

第三十條に付て

理 由 本條の届出に關する罰は舊法第三十條に依り「正當の事故なく身體検査を受けざる者」と同様の罰なるも之と同様に罰するは重きに失するに付て之を輕減したるものとす

第三十條の二に付て

理 由 本條の改正は刑名を刑法の規定と一致せしむると且本條の行爲は情狀の輕重に差等多きを以て刑法改正(明治四十一年改正)の精神に伴ひ刑の範圍を擴張するの必要あるに由る

第三十一條に付て

理 由 本改正は本條の行爲中には情狀の甚だ重きものあるを以て其の刑の長期を高むるの必要を認むると共に陸軍刑法の改正に伴ひ其の權衡を得せしむるに在り則ち陸軍刑法第九十七條(兵役を免るる目的を以て身體を毀傷し其他詐(偽)の行爲を徴したる者は三年以下の懲役に處す)と權衡を得せしめたるものにして陸軍刑法改正前(明治四十一年改正)に於ては本犯罪者に對する同刑法の處刑程度は従前の第三十一條と同じく一月以上一年以下の重禁錮に處することと爲りありたるものとす又罰金を削除したるは特に之を存するの必要を認めざるに由る

第六章第三十二條乃至第四十六條に付て

理 由 本章は明治二十二年徴兵令制定當時の施行に關する附則にして今日に於ては第三十四條

(市町村長の定義)及第四十六條(六週間現役の届及罰の關係)の外之を適用するものなし而して第三十四條に付ては第二十九條の二を設け、第四十六條に付ては新法附則第十項乃至第十二項を規定せるを以て本章は全部之を存置するの必要なことと爲れり

附 則

第一項に付て

理 由 今回の改正に於ては諸般の重要事項あるを以て其の改正を國民一般に周知せしめ然る後之を實施するの趣旨に依り特に大正八年十二月一日より之を施行することと爲れり

第二項に付て

理 由 本項を設けたるは舊刑法舊陸海軍刑法に依る場合の規定を必要とするに由る

第三項第四項及第五項に付て

理 由 本三項を設けたるは徴集猶豫制度の廢止及之に伴ふ制度改正の急激なる變化を緩和し漸次新法に依らしむるを穩當と認めたるに由る

第六項に就て

理 由 新法第十三條に依り一年志願兵を志願し

第七項及第八項に付て

たる者と看做す義にして即ち同條に依り直接其の適用を受くるを要する事項(同條第五)及第十九條第二項に依り服役年の計算に關すること等あるを以て新法に依り志願したる者と看做す必要あるに由るものとす

第七項に付て

理 由 本二項を設けたるは六週間現役兵制を一年現役制に改めたる急激なる變化を緩和し漸次新法に依らしむるを穩當と認めたるに由る

參 照

施行に關する本附則の關係上一年現役兵制度は大正十三年師範學校卒業生(第二部生に在る卒業生)より其の適用を受くることと爲るものとす

第九項に付て

理 由 本項を設けたるは本法施行の際一年志願兵若は六週間陸軍現役兵たる者又は其の服役を終りたる者は資格、年齢及服役年計算の如き並六週間現役を終へたる者は第二國民兵役に服せしむる等従前の規定に依らしめ以て制度改正の急激なる變化を緩和し漸次新法に依らしむるを

第十項に付て

穩當と認めたるに由る

第十項に付て

理 由 第四十六條を削りたる結果に依るものにして其の届出期日同法に於て「三日以内」とあるを「十四日以内」に改めたるは第二十五條の第二項に於て規定する「十四日以内」の期日と一致せしむるを適當と認めたるに由る

第十一項に付て

理 由 市町村長の定義を明にするに在り

第十二項に付て

理 由 本項届出を爲さざる者の罰は従前の規定に依らしむるの必要なく新法に依らしむるを適當と認めたるに由る

第十三項に付て

理 由 徴集法を明示するの必要あるに由る

第十四項に付て

理 由 本項を設けたるは本法施行の際外國に在るの故を以て徴集猶豫中の者にして續て猶豫を願ふときは其の者が二十歳後に外國に渡航せしものなる場合に在りても二十歳前より外國に在りたる者と同様其の徴集を延期するを穩當と認

めたるに由る

◎産業

□戦後準備共勵事項中特用作物成績

戦後準備共勵事項に基き本郡内町村農會に就て獎勵したる特用作物の成績左の如し

農會名	種類	面積	経過
椿郷東分	除虫菊	一、〇〇〇	本年モ引續試作中ナルモ未
椿郷西分	落花生	三、〇〇〇	マ好成绩ヲ擧クルニ至ラス
椿郷南分	粟	一、〇〇〇	試作中ニシテ経過詳ナラス
三見村	山葵	一〇〇	栽培中ナルモ成績詳ナラス
生雲村	馬鈴薯	一、〇〇〇	本年モ引續キ種薯ノ共同購
生雲村	落花生	六〇〇	入ヲナシ栽培獎勵ヲナス前
生雲村	除虫菊	四〇〇	年度ノ成績ハ面積少ナキタ
地福村	蘭	三〇〇	メ具体的ノ成績ヲ擧クルコ
地福村	蘭	三〇〇	ト難ク引續キ試作中ナリ
地福村	蘭	三〇〇	蘭庭製造所傳習開催後蘭草
地福村	蘭	三〇〇	ノ栽培ニ注意シ新業ノ發達
地福村	蘭	三〇〇	ニ務メツ、ケリ
地福村	蘭	三〇〇	昨年栽培方法ノ改良ニ着手
地福村	蘭	三〇〇	セシ以來成績良好ニシテ裁
地福村	蘭	三〇〇	培面積増加シツ、アリ

農會名	種類	面積	経過
高俣村	山葵	三〇〇	蘭庭製造ハ獎勵ト共ニ漸次
高俣村	山葵	三〇〇	發達シツ、アリ
德佐村	山葵	三〇〇	全
德佐村	山葵	三〇〇	成績良好ナリ
德佐村	山葵	三〇〇	成績良好ニシテ増加ノ見込
福賀村	山葵	三〇〇	ナリ
福賀村	山葵	三〇〇	成績良好ニシテ増加ノ見込
小川村	山葵	三〇〇	ナリ
小川村	山葵	三〇〇	前年ノ成績ハ良好ナラス引
須佐村	山葵	三〇〇	續キ試作スベキ計畫ナリ
須佐村	山葵	三〇〇	成績良好ナリ
田萬崎村	山葵	三〇〇	相當ノ收穫得ヘキモ收支計
田萬崎村	山葵	三〇〇	算ヲ擧クルニ至ラス依テ引
見島村	落花生	三〇〇	續キ試作中ナリ
見島村	落花生	三〇〇	四反歩植蘭苗ヲ養成無代配
阿武郡	蘭苗	三〇〇	付ス

□地主の小作人保護獎勵事業

農商務省農務局に於ては曩に調査したる地主の農事に關する施設事例中より施設事業の種目を便宜類別して配付せられたり本郡は更に之を印刷して郡内地主に配付せり尙茲に載録して参考に資す

小作人保護事業

- 一、生活ノ救済
 - 一 生計用品ノ貸與
 - 二 衣食ノ貸與
 - 三 家屋ノ貸與
 - 四 家屋建築材料ノ給與
 - 五 貧困家ノ救恤
- 二、取引ノ改善
 - 一 種子、肥料、農具ノ共同購入ノ斡旋
 - 二 牛馬ノ共同購入ノ斡旋
 - 三 農産物共同販賣ノ斡旋
 - 四 購買、販賣組合ノ設立
 - 一 農業資金ノ貸與
 - 二 肥料資金ノ貸與
 - 三 信用組合ノ設立援助
 - 四 農民小屋掛料ノ貸與
 - 五 堆肥舎建設資金ノ貸與
- 三、資金ノ融通
 - 一 土地ノ分與
 - 一 講話會ノ開催
 - 二 講習會ノ開催
 - 三 技術者ノ養成
 - 四 小作人子弟ニ學資金給與
 - 五 獎學基金ノ設定
 - 六 學藝品ノ給與
- 四、自作農ノ創設
 - 一 講話會ノ開催
 - 二 講習會ノ開催
 - 三 技術者ノ養成
 - 四 小作人子弟ニ學資金給與
 - 五 獎學基金ノ設定
 - 六 學藝品ノ給與
- 五、智識ノ啓發
 - 六 電ノ改良獎勵
 - 七 救済資金ノ積立
 - 八 災害救助
 - 九 扶持米ノ貸與
 - 一〇 共濟會ノ設立
 - 五 生産販賣組合ノ設立
 - 六 信用購買販賣組合ノ設立
 - 七 預託米ノ共同販賣
 - 八 農業倉庫ノ建設
 - 六 講事ノ設備
 - 七 金穀貯蓄組合ノ設立
 - 八 牛馬購入資金ノ貸與
 - 九 開墾費ノ支給
 - 一〇 土地購入資金ノ融通
 - 二 土地購入資金ノ融通
 - 七 小學校ノ建設
 - 八 實業補習學校ノ援助
 - 九 補習教場ノ設置
 - 一〇 青年夜學會ノ開催
 - 二 青年研究會ノ組織
 - 三 青年會ノ設立援助

- 三 傳習所ノ開催
- 四 農事研究所ノ建設
- 五 農事研究会ノ開催
- 六 私塾ノ開設
- 七 圖書館ノ建設
- 八 小作人慰勞會ノ開催
- 九 小作人婦人慰勞會ノ開催
- 一〇 弔慰金ノ贈與
- 一一 團遊會ノ開催
- 一二 物品ノ贈與
- 一三 俱樂部ノ建設
- 一四 蓄音機ノ備付
- 一五 講談師ノ雇傭
- 一六 風紀改善規約ノ制定
- 一七 農家弊風ノ矯正
- 一八 模範小作人ノ設置
- 一九 部落申合規約ノ制定
- 二〇 神社ノ建設
- 二一 巡回文庫ノ設備
- 二二 小作人農事視察
- 二三 小作人女子農事視察
- 二四 印刷物ノ配付
- 二五 敬老會ノ開催
- 二六 高齢者保護
- 二七 小作人入營者慰問
- 二八 養老貯金
- 二九 入營者ニ餞別贈與
- 三〇 家庭果樹園ノ設置
- 三一 各種競技會ノ開催
- 三二 梵鐘ノ設置
- 三三 修養講話會ノ開催
- 三四 善行獎勵
- 三五 寺院ノ建立
- 三六 精農者ノ表彰
- 三七 貯穀組合ノ組織

- 一、小作人表彰
- 二、貯蓄ノ獎勵
- 三、農事獎勵
- 四、風紀ノ改善
- 五、信仰心ノ涵養
- 六、慰安ノ施設
- 七、娛樂ノ設備
- 八、地主小作人ノ共同貯蓄
- 九、稲作地ノ巡視
- 一〇、稲作地ノ檢見ノ勵行
- 一一、委託試驗地ノ設置
- 一二、模範農場ノ設置
- 一三、指導田ノ設置
- 一四、試驗地ノ設置
- 一五、增收品評會
- 一六、米作增收獎賞
- 一七、米作增收保證耕作
- 一八、四石會ノ開催
- 一九、排水機ノ設置
- 二〇、納稅組合ノ設立
- 二一、規約貯金ノ勵行
- 二二、堆肥ノ獎勵
- 二三、堆肥品評會
- 二四、綠肥栽培獎勵
- 二五、稻立毛品評會ノ開催
- 二六、稻穗品評會ノ開催
- 二七、共同稻架場ノ設置
- 二八、稻乾燥法ノ獎勵
- 二九、稻作地ノ巡視
- 三〇、稻作地ノ檢見ノ勵行
- 三一、委託試驗地ノ設置
- 三二、模範農場ノ設置
- 三三、指導田ノ設置
- 三四、試驗地ノ設置
- 三五、增收品評會
- 三六、米作增收獎賞
- 三七、米作增收保證耕作
- 三八、四石會ノ開催
- 三九、排水機ノ設置
- 四〇、地主小作人ノ共同貯蓄
- 四一、稲、米ノ貯蓄
- 四二、優良種子ノ配付
- 四三、種子ノ交換
- 四四、糶種子品評會
- 四五、原種田ノ設置
- 四六、採種田ノ設置
- 四七、共同撰擇ノ實行
- 四八、澆水選用食澆ノ配付
- 四九、共同苗代ノ獎勵
- 五〇、苗代品評會ノ開催
- 五一、深耕ノ獎勵
- 五二、馬耕競奪會ノ開催
- 五三、馬耕傳習會ノ開催
- 五四、驅蟲油ノ無代配付
- 五五、驅蟲油ノ貸付
- 五六、正條植ノ獎勵
- 五七、肥料ノ配付
- 五八、堆肥舍建設資金ノ融通
- 五九、溜池ノ増築
- 六〇、耕種法ノ獎勵
- 六一、土地ノ

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 水田開發獎勵 二 耕地整理ノ施行 三 小作米品評會 四 獎勵金穀ノ給與 五 技術員ノ設置 六 農產物品評會ノ開催 七 二毛作ノ獎勵 八 陸稻栽培獎勵 九 牛馬飼養獎勵 一〇 畜産改良會ノ開催 一一 農馬ノ貸與 一二 犢牛ノ貸與 一三 桑園ノ貸付 一四 家庭果樹園ノ設置 一五 果樹園ノ開設 一六 果樹蔬菜ノ試作 一七 果樹苗木ノ配付 一八 共同造林 一九 農細工用機械ノ貸與 二〇 村農會ノ援助 二一 地主會ノ援助 二二 地主會ノ組織 二三 農事組合ノ設置 二四 團體小作ノ獎勵 | <ul style="list-style-type: none"> 一 土地改良ノ實行 二 土性調査ノ施行 三 品評會副賞ノ授與 四 俵裝改良獎勵 五 麥作燕ノ獎勵 六 優賞旗ノ授與 七 氣象觀測所ノ設置 八 天氣豫報標設置 九 種牝牛無料種付 一〇 畜産組合ノ設立 一一 畜舎ノ貸與 一二 養蠶傳習所設置 一三 柿園組合ノ經營 一四 菜園ノ設置 一五 馬蹄薯栽培獎勵 一六 宅地利用ノ獎勵 一七 蘭業ノ獎勵 一八 副業品評會ノ開催 一九 地主小作人會ノ設置 二〇 小作人農會ノ設置 二一 婦人會ノ設置 二二 小作人組合ノ組織 二三 永小作ノ獎勵 |
|--|---|

産業組合臨時事業實行協議會並講演會

九月十八日日本郡會議事堂に於て産業組合中央會山口支會の主催に係る産業組合臨時事業實行協議會並講演會を開催せり當日は恰も集會中なりし郡内町村長、小學校長及産業組合役員其他地方有力者新聞記者等聽講者約二百名を算し就中遠く大津、美禰兩郡より出席せしものあり産業組合中央會講師千石農學士は「産業組合の力むべき當面の二大急務」と題し戦後組合の執るべき要項數項を掲げて約三時間に亘り最も熱誠なる講演を試み終て産業組合關係者は左の要目に就き協議を遂げ實行を期せり

中川山口支會長告辭

歐洲戦亂の我産業並經濟界に及ぼせる影響は實に甚大なるものあり今や平和克復したりと雖其の餘波滔々として未だ止まず學國産業の振興に努め國力の充實を圖り以て戦後の經營を完からしめざる可らざるの秋に際し世局は益多端を加へ經濟の變化人心の移動測る可らざるものあり殊に食糧の不足と物價の騰貴とは益々世路を艱難ならしむ而して之か救濟策の一にして足らずと雖就中中産以下小産者に對しては

要するに産業組合の活動に俟つを以て最も捷徑なりと信す縣下の産業組合は其の數二百五十に達し未だ之か設立を見ざるもの僅に二十町村あるのみ組合員數亦八萬八千余人を算し略普及の状態に在り而して運轉資金壹千七百餘萬圓を把握し就中信用組合の事業は貯金の總額壹千參百餘萬圓貸付金七百萬圓に達し既に相當の成績を擧ぐるものありと雖具に其の經營狀況を觀るに尙且つ講究改善を要するもの尠ならず其の他の事業に至りては本年一月以降五月末迄の購買總額七拾貳萬圓にして肥料を主とし日用必需品之に次くも其の取扱をなす組合の數甚多からず販賣總額亦三十七萬餘圓陶器類多額を占め農林産物等の取扱僅少にして未だ不振の域を脱せざるは甚遺憾とするところなり然れども近時此等組合の聯合會設立の氣運漸く高潮し將に進境に入らむとする趨勢を呈せるは誠に悦ぶべき現象にして一面多額の餘裕金を有するに鑑み益々奮勵努力を希望して止まざる所以なり今回中央會に於ては臨時事業を計劃し勤儉貯蓄の獎勵並共存共榮の鼓吹を以て方今の二大急務と爲し其の實行方法を具して組合の活動を促さむとせり寔に機宜を得且最も適切なる施設と言ふべし

業に組合の經營に勝る者克く其の趣旨を了解し大に共鳴して銳意之か實行に努め卒先民力涵養の實績を擧げ以て國運の伸暢に裨補して世の期待に背かざることを期すへきなり一言以て告辭とす
大正八年九月十八日

産業組合中央會山口支會長
臨時事業實行要目

- 一、勤儉貯蓄の獎勵
 - (イ) 勤儉の風を養ひ自強不息の精神を鼓吹すること
 - (ロ) 出資増加を獎勵すること
 - (ハ) 貯金(特に定期)を獎勵すること
 - (ニ) 組合員外の貯金を獎勵すること
 - (ホ) 小産者及労働者の組合加入を勧誘すること
 - (ヘ) 債券又は公債の應募を勧誘すること
- 二、共存共榮の鼓吹
 - (イ) 節米を獎勵すること
 - (ロ) 所有米穀の平均賣を獎勵すること
 - (ハ) 販賣事業購買事業を兼營すること
 - (ニ) 販賣組合購買組合及其の聯合會を設立すること

大正八年夏蘭市場狀況

種別	秋市場		徳名市場		計
	数量	價額	数量	價額	
日本種	七	二八	三三	三六	三九
外國種系白蘭	三三	二五	六三	六六	九六
同 黃蘭	二九	一四	八	二七	一、五二
白玉屑	三	一	三	二〇	一、四三
黃玉屑	三	〇	二	六	一、四三
計	七	四、四〇	一、三三	二、八六	一、六二
最高値段	一、四三	一、四三	一、二八	一、二八	一、二八
最低値段	一、二六	一、二六	一、〇六	一、〇六	一、〇六
正平均値段	一、二六	一、二六	一、〇六	一、〇六	一、〇六

本郡農會經營に係る蘭市場は漸次良好なる成績を示せるが就中本年秋蘭市場の夏蘭取扱數量は前年に比し四百二十一貫、價額千參百八拾參圓を減少せるは出荷の少なさに依り徳佐蘭市場に於ては數量五百七十一貫、價額七千貳拾八圓を増加せるの好成绩を収めたり而して正蘭平均單價は前年に比し秋市場は五拾錢徳佐市場は五拾參錢の高價を呈せり之を要するに別表の如く本年夏蘭取扱總數量は千六百十八貫にして其の價額壹萬六千貳百八拾壹圓即ち前年に比し數量に於て貳千八百六拾貳圓を増加せり

大正八年夏蘭市場狀況

備考 一、市場開催日数は秋四日間、徳佐七日間とす
二、單位を數量は貫、價額は圓に止め以下四拾五入とす

大正八年柿接木成績

柿品種改良の目的を以て毎年豊浦郡黒井村より八ヶ濱西條柿の穂木を採收して本郡内在來種に接木し來りたるか大正八年度に於ける接木成績別表の如し

町村名	接木成績		町村名	接木成績	
	配付數	成活數		配付數	成活數
萩	五	一	吉部	四七	二八
椿郷東分	二一	一五	川部	四〇	一五〇
山田	六五	二〇	福井	二三四	一九八
三見	一五〇	一四〇	井	一九五	一八
明木	二四	八	古	三〇〇	一六七
佐々	四〇〇	一八五	宇田郷	三〇〇	三五
川上	五〇	三〇	福	一九九	一三九
篠生	一〇〇	一〇〇	須	三〇〇	一五七
生雲	四二五	二六五	彌	一	五二
地福	四〇〇	二八〇	小	八	〇
徳佐	一	一	田	一	一
嘉年	二八	二二	万	一	一
高侯	一五五	七六	島	一	一
計	三、六五	一、〇五	計	三、〇五	五二

大正八年柿接木成績

辭令

阿武郡會計吏員 笹村小源 吾
月俸貳拾壹圓給與(九月十五日)
阿武郡役所雇 笹村小源 吾
月俸壹圓給與(九月十五日)

町村吏員異動

大正八年九月十二日認可 生雲村長 佐々木靖夫 再任

一、人は人たるの品位を進め、智徳を研ぎ、ますます其光輝を發揚するを以て、本分と爲さざる可らず、吾黨の男女は、獨立自尊の主義を以て、修身處世の要領となし、之を服膺して人たるの本分を全うす可きなり。
一、心身の獨立を全うし、自から其の身を尊重し

て人たるの品位を辱めざるもの、之れを獨立自尊と言ふ。

一、自から勞して自から食ふは、人生獨立の本源なり、獨立自尊の人は、自勞自活の人たらざる可からず。

一、身體を大切にし、健康を保つは、人間生々の道を缺く可らざるの要務なり、常に心身を快活にして、苟めにも健康を害するの不養生を戒むべし。

一、天壽を全うするは、人の本分を盡すものなり、原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、獨立自尊の旨に反する、背理非法の行爲にして、最も賤む可き所なり。

一、敢爲活潑、堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、獨立自尊の主義を實にするを得ず、人は進取確守の勇氣を缺く可らず。

一、獨立自尊の人は、一身の進退方向を他に依頼せずして、自から思慮判断するの智力を具へざる可からず。

一、男尊女卑は野蠻の陋習なり、文明の男女は同等同位、互に相敬愛して獨立自尊を全からしむべし、結婚は、人世の重大事なれば、配偶の選擇は、最も慎重ならざる可からず、一夫一婦終身同室相敬して互に獨立自尊を犯さざるは、人倫の始なり。

參 考 資 料

阿武郡報

第三十八號

町村名	種目		役	收入	書記	人員	給料	人員	給料	備
	町長	助長								
萩	五、三	一	給料	三、五、〇	一	一	二、〇	一	一	町長報酬八年額七百圓トス 収入役給料ニ特別勤務手当月額拾五圓ヲ含ム
椿郷東分	四、七	一	給料	二、五、〇	一	一	一、七、五	一	一	町長報酬八年額五百圓トス 助役報酬八年額四百圓トス
山田	三、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、三、六	一	一	村長報酬ニ特別手当月額六圓ヲ含ム
三見	三、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、三、六	一	一	
明木	三、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、三、六	一	一	
佐々並	二、四、〇	一	給料	一、八、五	一	一	一、七、五	一	一	
川上	二、〇	一	給料	一、五、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
篠生	二、〇	一	給料	一、六、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
生雲	一、七、〇	一	給料	一、六、〇	一	一	一、三、二	一	一	
地福	一、七、〇	一	給料	一、六、〇	一	一	一、三、二	一	一	
德佐	一、四、〇	一	給料	一、五、〇	一	一	一、七、〇	一	一	
嘉年	一、〇、〇	一	給料	一、六、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
高侯	一、〇、〇	一	給料	一、六、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
吉部	一、〇、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
福川	一、〇、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
紫福	一、〇、〇	一	給料	一、八、〇	一	一	一、五、〇	一	一	
大井	一、〇、〇	一	給料	一、七、〇	一	一	一、六、〇	一	一	助役報酬ニ特別手当月額九圓四拾錢ヲ含ム

目次

- 一、町村吏員報酬給料平均月額其他調査表
- 二、尋常小學校卒業者進學狀況 大正七年同八年比較表
- 三、大正八年度米原種配付計畫實施表

大正八年
九月一日調

考

町村名種目	尋常小學校 卒業業者	高等小學校 及其他學校 進學者	同上百分比	順位	尋常小學校 卒業業者	高等小學校 及其他學校 進學者	同上百分比	順位
明々木	四三	三〇	七二、五〇	六	六七	四五	八〇、六〇	二
佐並	三三	三〇	五三、三三	七	六七	五〇	五九、五三	四
川上	四三	三〇	六〇、四七	八	四五	二七	六〇、〇〇	二
篠生	三三	三〇	四八、三九	二〇	四七	二七	四六、五三	二六
地福	三〇	三〇	五七、六九	二一	四七	四七	七二、一九	五
徳佐	三〇	三〇	四一、一〇	二二	九七	四二	四七、三七	六
嘉年	二二	二二	五八、三三	一〇	三六	一六	四七、三七	二四
高侯	二二	二二	五三、八五	一四	四三	一三	三〇、三三	二七
吉部	二六	二六	五三、〇六	一六	四四	二二	五二、二七	二〇
福川	四六	四六	五〇、〇〇	一九	八四	五	六〇、七一	一〇
紫井	五九	五九	五六、五三	一三	五〇	三	六六、〇〇	七
大古	五三	五三	六二、五〇	一三	六六	四	六四、〇六	八
奈古	四八	四八	五三、七五	一五	六六	三	五二、五二	三
宇賀	四三	四三	五七、一四	一二	四六	四	六二、五〇	九
福賀	五三	五三	四五、一〇	一三	四六	三	五七、七六	一五
須賀	五三	五三	三五、四八	一六	四三	五	五三、四〇	一九
彌富	五三	五三	二二、八二	二七	四〇	二四	六〇、〇〇	一三

町村名種目	大正七年		大正八年	
	尋常小學校 卒業業者	高等小學校 及其他學校 進學者	尋常小學校 卒業業者	高等小學校 及其他學校 進學者
秋椿	二五七	二〇〇	二九二	二三〇
椿郷東分	一九四	九二	二九	一〇三
山田	三六	五七	一〇八	三三
三見	七	九	九〇	六七

町村名種目	大正七年		大正八年	
	同上百分比	順位	同上百分比	順位
秋椿	七二、六二	三	七六、七七	三
椿郷東分	四七、四三	二	四七、〇三	二五
山田	八三、九三	一	八九、四七	一
三見	八二、二六	二	五七、四一	一六

町村名種目	大正七年	大正八年
秋椿	二〇〇	二三〇
椿郷東分	九二	一〇三
山田	五七	三三
三見	九	六七

町村名種目	大正七年	大正八年
秋椿	二〇〇	二三〇
椿郷東分	九二	一〇三
山田	五七	三三
三見	九	六七

備考 表中〇ハ郡ノ定メタル標準額ニ達シタルモノヲ示ス

二、尋常小學校卒業業者進學狀況比較表

大正七年
大正八年

町村名種目	大正七年	大正八年
奈古	三、〇〇	四、〇〇
宇田郷	一、五〇	一、三、五
福賀	一、八〇	一、四、〇
須佐	二、〇〇	一、五、〇
小川	一、〇〇	一、六、七
田万崎	一、〇〇	一、三、〇
六島	一、〇〇	一、四、六
見島	二、〇〇	一、四、〇
合計	三、七	一、五、五

町村名種目	大正七年	大正八年
奈古	一、〇〇	一、〇〇
宇田郷	一、〇〇	一、〇〇
福賀	一、〇〇	一、〇〇
須佐	一、〇〇	一、〇〇
小川	一、〇〇	一、〇〇
田万崎	一、〇〇	一、〇〇
六島	一、〇〇	一、〇〇
見島	一、〇〇	一、〇〇
合計	一、〇〇	一、〇〇

